

治山事業の概要

【林政課】

1 事業の目的

治山事業は、森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また、水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図る極めて重要な国土保全政策の一つであり、安全で安心できる豊かなくらしの実現を目的としています。

2 事業の定義

(1) 森林法第41条に規定する保安林の指定目的を達成するために行う保安施設事業

保安林の指定目的は、森林法25条第1項第1号から第11号までに列記されており、そのうち7種類の指定目的を達成するために「保安施設地区」の指定を行い、治山事業を実施しています。事業を実施する場合は、1～7のいずれかを指定目的とする保安林であることが条件となります。

<保安林の指定目的>

- 1 水源のかん養
- 2 土砂の流出の防備
- 3 土砂の崩壊の防備
- 4 飛砂の防備
- 5 風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備
- 6 なだれ又は落石の危険の防止
- 7 火災の防備

(2) 地すべり等防止法第51条に規定する保安林等が存する地すべり地域で行う地すべり防止事業

3 事業の体系

治山事業の体系は、下表のとおりとなっています。

(網掛け部：再評価対象事業)

民有林補助 治山	山地治山 総合対策	復旧治山事業	
		地すべり防止事業	
		防災林造成	防災林造成事業 保安林緊急改良事業
	水源地域等 保安林整備	水源地域整備	水源森林再生対策事業
			奥地保安林保全緊急対策事業
			水源の里保全緊急整備事業
	保安林整備	保安林改良事業 保育事業	
農山漁村地域 整備交付金	森林基盤整備	予防治山事業 (1・2級河川上流)	

地域自主戦略 交付金	森林基盤整備	予防治山事業 (1・2級河川以外の流域)
		地域防災対策総合治山事業
		治山施設機能強化事業
		山地災害総合減災対策治山事業
	水産基盤整備	奥地保安林保全緊急整備事業
		保安林改良事業
		海岸防災林造成事業

4 事業実施状況

(1) 過去5箇年の実施状況

年 度	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
事業費(百万円)	2,572	2,315	2,426	2,121	2,020
箇所数(箇所)	88	77	80	75	79

(2) 山地災害危険地区の整備状況

山腹の崩壊や土砂の流出、地すべり発生の危険性が高い地区を山地災害危険地区としています。

危険地区数・・・2,342箇所

整備状況・・・着手済1,059箇所(着手率45.2%)

県内の山地災害危険地区の着手率は未だ低く、緊急性の高い地区から優先度を配慮して実施し、「災害に強い森林づくり」を進めることとしています。

5 地すべり防止事業

(1) 事業内容

地すべり防止事業は、地すべりを誘発する地下水の排除等の対策工事を実施するもので、主な工法は地すべり抑制工と地すべり抑止工の2つに分けられます。

地すべり防止事業では、地下水位の把握や安全率の算定等、詳細な専門的調査・解析が必要であるため、調査を行いながら対策工を実施しており、そのため事業期間が長期に及ぶことが多くなっております。

(2) 事業実施状況

林政課所管の地すべり危険箇所33箇所あり、うち12箇所に着手し、着手率は36.4%となっています。

近年多発する局所的な集中豪雨や地震災による大規模地すべり災害を考慮し、保全対象への被害を防止するため、対策工事を実施し想定した安全率の確保に努めています。